

郡山市上下水道局委託契約に係る最低制限価格取扱要領

平成21年 8 月 1 日制定

平成26年 4 月 1 日一部改正

平成29年 4 月 1 日一部改正

[上下水道局総務課]

(趣旨)

第 1 条 この要領は、上下水道局（以下「局」という。）が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により委託契約を締結する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167 条の10第 2 項（施行令第 167 条の13により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設ける際の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「最低制限価格」とは、施行令第 167 条の10第 2 項（同令第 167 条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、入札に当たって予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低制限価格の基準として設定する価格をいう。

(対象となる入札)

第 3 条 最低制限価格の設定の対象は、局が発注する業務委託契約に係る競争入札で、予定価格が50万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第 4 条 最低制限価格は、個々の契約内容を考慮して予定価格に契約権者が定める率（以下「設定率」という。）を乗じて得た額により設定するものとする。

2 前項の規定により設計金額に設定率を乗じて得た額及び当該額に 100 分の 110 を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(落札者の決定)

第 5 条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(最低制限価格の周知)

第 6 条 契約権者は、第 4 条の規定により最低制限価格を設定したときは、当該入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格の設定に関する例外)

第 7 条 契約権者は、過去の執行実績等を検証し最低制限価格の設定が不要と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(委託料内訳明細書)

第 8 条 上下水道事業管理者は、必要と認めるときは、入札の執行に先立ち、入札参加資格者に対し委託料内訳明細書（数量、単価、金額等を明らかにしたものに限る。）の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成21年8月1日から施行する。

2 郡山市水道局建築物等維持管理業務委託契約に係る最低制限価格取扱要領（平成21年1月19日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。